

令和2年4月3日

各部課等の長 殿

総務部長

令和2年度予算執行方針について

昨年度、実質単年度収支の3年連続赤字という状況が続き、部課長や全議員を対象に財政状況の勉強会を開催し、類似団体より本市の財政指標が悪く、適正な財政規模とするためには、公共施設の総量削減が必要なこと等について、理解浸透に努めました。

これまで3月補正で行っていた繰越金の処理を9月補正で基金へ積むなど、実務的な見直しも果敢に実行しました。

その結果、令和元年度末の財政調整基金残高は32億円となり、令和2年度当初予算で財政調整基金7億円繰入後も25億円と、前年同時期の予測22億円から3億円改善しております。

しかしながら、今後、新型コロナウイルスが国や地域経済に及ぼす影響は計り知れないものがあり、次年度の交付税額や税収は減少傾向となることが早くも懸念されます。

全国的に人手不足が常態化し、地方においてはさらに人口が減少し、かつ、少子高齢化が進行する中、各部課の事務事業について、合理化・削減・廃止・縮小を提案できる能力が各職員・各職場になければ、持続可能な行財政運営が難しくなると考えられます。

『限りある人材と財源と時間で確実に成果をあげていく』ため、個々の職員が、何のための事務で、何のための事業なのかを考え、ボトムアップで意見を述べ、業務に精通した職員になることを求めます。

<<特記事項>>

新型コロナウイルスの影響により、中止や延期になった事業費については執行凍結とし、原則として減額措置を講じるものとします。併せて、国の新年度補正を受け、本市で取り組む経済対策のための補正予算を計上するものとします。

記

- 1 各事業の予算執行に当たっては、当初予算編成における内示のポイント、調整内容及び指示事項に基づいて執行するとともに、監査の指摘事項等に留意すること。
また、新規事業及び制度の変更等に関わる事務は、必ず、企画調整課及び財政課と十分に協議・調整を行うこと。
- 2 特定財源を充当する事業については、当該財源の確定後、又は当該財源が確実に見込まれるときでなければ、予算執行することはできない。
国・県補助金の増減対応については、事前に財政課と協議を行うこと。特に補助金が減額となった場合は市の一般財源では補填しないため、補助金の減少分の歳出予算を執行してはならない。また、国、県への補助申請が採択されなかった場合は、原則、事業は中止とすること。（酒田市財務規則第13条「予算執行の制限」要約）
- 3 昨年度、債務負担行為の設定とセットで予算計上すれば何も問題がないような事例に伴う議会への追加提案があった。本来、追加提案は、国の対応に準じるケース、定例会中の突発的な事態への対応による場合等、限定的であり、各課の都合で差し込めるようなものではない。また、監査指摘事項として複数例挙げられた、仕様書の認定伺いで設定した予定価格を契約段階で超過して契約している事案については、事務の趣旨を理解していれば防げた事例であるが、職責が上の者も一切指摘していないことにおいて事態は、より深刻である。各職員においては、事業の全体スケジュールや法令例規、事務の意味など各種規定や趣旨を十分に把握したうえでの事務執行を望む。
- 4 予算編成方針が明示されてからが予算編成作業期間ではない。今年度当初予算編成において、政策決定の手順を踏まず、安易に新規事業、要綱補助の増額をしようとする例が散見された。今年度は、予算要求前に内示のポイントにどれだけ取り組んだのか、また、政策決定ルートでの会議が開催されているか等を令和3年度当初予算編成の前提条件として捉えることとする。ついては、予算執行と翌年度の予算編成は同時進行であることを職員一人ひとりからしっかりと認識していただき、課題の先送りとならないように留意されたい。